

(別紙●) 特定水産資源の資源再建計画 (案)

(別紙●－● まいわし対馬暖流系群)

第1 対象となる特定水産資源：

まいわし対馬暖流系群 (別紙2－7に定める特定水産資源をいう。)

第2 資源再建計画の期間

令和4管理年度(2022管理年度)から令和13管理年度(2031管理年度)まで
(「管理年度」は、別紙2－7の第2に定める期間をいう。)

第3 資源再建計画において講じる措置

別紙2に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)の資源評価の結果を踏まえ、

- ① 別紙2－7の第4に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整し、
- ② 別紙2－7の第5に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることによって得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。
この措置により親魚量は令和13年(2031年)に目標管理基準値を50%以上の確率で上回ることから、当該措置は法第12条第2項の資源再建計画の策定目的に合致している。

第4 資源再建計画の検証の方法

- 1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から2年毎に、資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関及び関係漁業者等が参加する会議(まいわし対馬暖流系群に係る、本則第8の1の資源管理方針に関する検討会又は漁獲可能量設定に際して漁業者や加工流通業者等を対象に行う意見交換会(TAC 設定に関する意見交換会))において説明し、参加者間で議論を行う。
- 2 検証の結果、必要と認められる場合には、上述の議論も踏まえ、計画の見直しその他必要な措置を講じることとする。

第5 その他

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)を下回っていることが判明した場合には、別紙2－7の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。